

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	近世後期の尾道における銀札相場下落への対応と両替職統制
Author(s)	下向井, 紀彦
Citation	史学研究 , 305 : 106 - 128
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055671
Right	
Relation	



近世後期の尾道における銀札相場下落への対応と両替職統制

下向井 紀彦

はじめに

弘化三年（一八四六）二月十三日の夕方、広島藩の尾道市中は混乱の中にあつた。原因は広島藩札相場の急落であつた。尾道内外の人々が、手持ちの銀札を少しでも正金銀と替えようと群集し、「大騒動」に発展したのである。この状況を目の当たりにした尾道の豪商・橋本家の手代は、六日から十三日夕方までの市中の異様な興奮状態を次のように描いている。

〔史料^①〕

一市中一統六日比当家之門口より東西薬師堂小路・胡小路^②迄多人数昼夜共致取引儀ニ、大坂堂島之帳合ニも相増り候様ニ有之夥敷事ニ御座候

（弘化三年二月）
橋本家

一本両替者勿論、走り両替者不及申、素人・小商人迄、在々百姓共迄、其外新開辺之婦人共其中へ加り少々宛ニ而も売買いたし候事、古今珍敷事

一此騒動を御屋鋪ニも御聞込ニ相成候哉、取役町廻り中へ見廻り被仰附、三ツ引を灯し群集之中江ツエヲ振廻し追越、多人数之者風前之チリ之コトクニケ走り、付而者当家門口へ出売之品を押メギ大騒動くく、但し十三日之夕之事也

この記事は、①両替に殺到する人々で尾道中心部が大混乱し、大坂堂島の帳合を彷彿とさせるほどであつたこと、②正規の両替職や素人両替は当然として、小商人・近在の百姓・近隣在住の女性も加わつて両替する珍事であること、③騒ぎを聞きつけた町奉行所が町廻り役を派遣し、群衆の中で杖を

振り回して大勢が「風前之チリ之コトク」逃げ去る有様であったことなどを伝えている。

広島藩では、天保年間から嘉永年間にかけて銀札相場が大幅に下落した。通常、金一両に対して銀札六五匁前後であった銀札相場が下落を続け、最終的に嘉永五年（一八五二）には金一両に対して銀札三二貫五〇目となった。藩は大坂両替商の融資を受けて改印札という新銀札を発行し、額面を五〇〇分の一に切り下げる「五百掛定相場」を実施して対応した。

本稿は、銀札相場の下落の始まる天保年間以降を対象に、尾道における銀札相場下落への対応と、市中の両替職の統制の具体像を明らかにし、当該期の広島藩の港町振興策や経済政策との関わりを展望するものである。

尾道は広島藩内最大の他国取引港であり、他国船との交易で成り立つ港町であった。他国船の積荷を購入する際や領内産品を他国船に売却する際は正金銀で決済を行い、領内での取引は銀札で決済を行う原則であった。港町はその経済構造上、正金銀を獲得すると同時に正金銀を領外に流出させる場でもあった。それゆえ、尾道では正金銀と銀札の両替は必須であり、商業資金の確保と相場の安定は藩にとっても尾道にとっても重要な課題であった。

天保年間以降の尾道では銀札相場の安定化について『新修尾道市史』や『広島県史』が藩札発行や相場下落、嘉永五年の相場切り下げと改印札の発行などについて概説しており、西川俊作・谷村賢治、落合功は銀札相場の推移や銀札相場収束

と大坂両替商との関わりなどを論じている。

また、広島藩の経済・流通・金融については、畑中誠治、土井作治が文政期の広島藩の正金銀獲得策や殖産興業政策として国益政策が採用されたこと、天保期以降に木綿・扱芋などの商品について藩専売制というかたちで展開すること、などを明らかにし、中山富広は天保期以降の傾向として、問屋で構成される問屋座会所などの仲間組織に依拠しない新興商人の台頭や藩による経済的集中を明らかにし、西向宏介は尾道の豪商・橋本家の金融動向を通じて、天保年間以降、それまで近郡や福山藩に及んでいた貸付先が尾道町内への融資に縮小する傾向があること、などを明らかにしている。

しかしこれらの研究のなかで、当該期の銀札相場下落状況における、尾道町役人らによる市中の両替業務の円滑化に関する試行錯誤や藩による尾道町の両替職の統制実態などはほとんど明らかになっていないように思われる。

そこで本稿では、天保期以降の銀札相場の下落状況における尾道町の両替業に関する金融政策について明らかにしていく。具体的にはこれまでの研究史であまり注目されていなかった尾道の両替仕法という政策を取り上げ、当該期の金融危機を受けて藩の財政担当者や町の役人が協議して取引資金の調達と銀札相場下落状況の克服を目指した両替仕法の成立過程・内容・役割について検討し、尾道での両替を巡る藩・町の課題、両替職の編成と統制についても明らかにする。地方港町における両替業に関する研究に一つの事例を提供でき

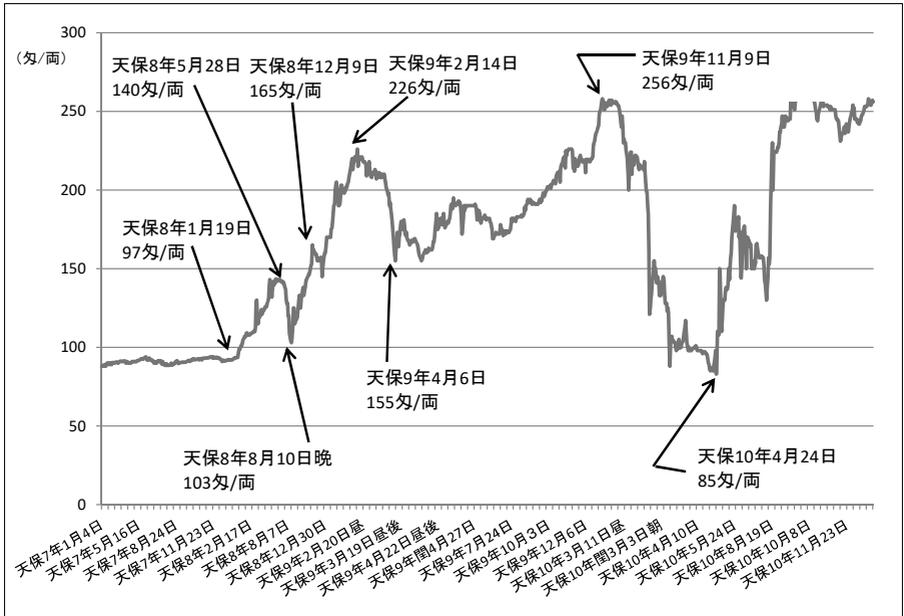
るものと考える。

一 銀札相場の動向

1 天保八年の銀札相場下落

はじめに述べたように、天保年間以降の広島藩では銀札相場の下落対処が重要課題となっていた。たとえば尾道市中の状況を述べた天保十年（一八三九）三月の記録では、銀札は藩内市場全体の商品流通・貨幣経済の便利のために、藩権力の信用付与によって安定的に流通してきたが、近年では、銀札相場の下落に直面した貨幣流通の担い手の間で銀札の信頼が失墜し、それに伴い物価も高騰し、小前や下層民はとりわけ難渋に及んでいる、としている（「銀札之儀者上下一統便利之為、御領分限り通用之義者、公迎御免許ニ而従来被相行候所、近来右通用之義不安ニ存候者も有之哉ニ付候而ハ、去春被仰出候趣も有之所益々諸色高直ニ相成、末々之者別而及難渋候」）。広島藩全体における銀札相場の下落要因は、天保七～八年に発生した飢饉、当該期に重なった饒津神社の造営、藩主の婚礼、御手伝い普請などの藩の莫大な臨時出費にあると指摘されている。

尾道でも銀札相場の下落と銀札信用の失墜、物価高騰という危機的状況を呈していた。特に銀札相場の下落は天保八年以降顕著になり（第1図）、「金銀不融通」と表現される経済混乱を招く。他国船と商品取引を行う尾道では、物価高騰に

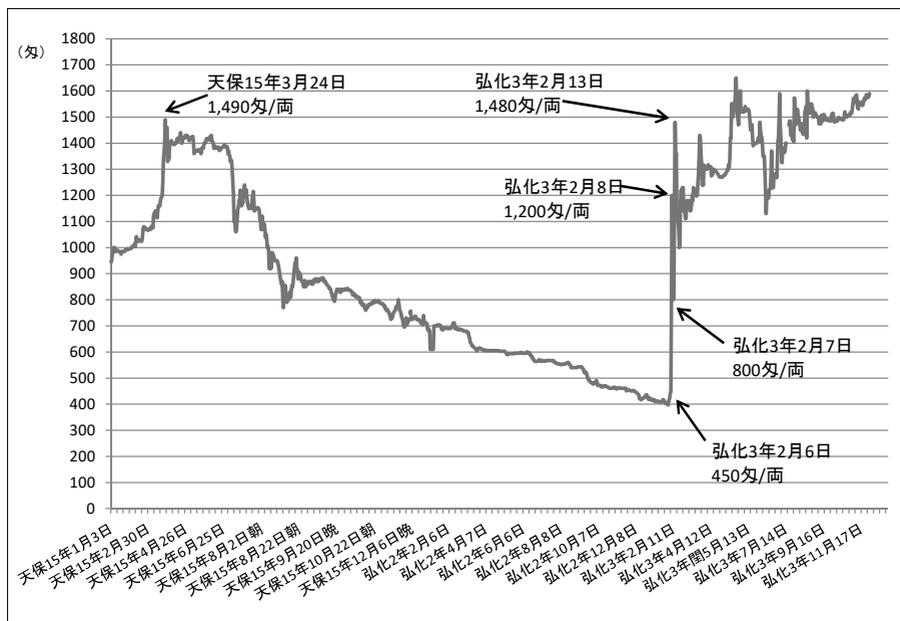


第1図 天保7年～10年の尾道の銀札相場

より他国向け国産品の集荷を困難にした。また、天保の貨幣改鑄にともなう品位低下や広島藩の藩財政悪化による正金銀の逼迫により、尾道商人が入津船から貨物を購入するための商業用正金銀の確保も困難になった。尾道町奉行所や尾道町役人らは港町特有の理由により急落する銀札相場への対応を求められたのである。

2 弘化年間の銀札相場の状況

銀札相場の下落は天保八年以来徐々に進んでいたが、天保末年に加速する。天保十五年（一八四四）二月頃から銀札相場の下落が顕著になり、ピーク時の三月二十四日昼後には銀札一貫四九〇匁／両に達した。その後数年かけて四〇〇匁程度まで回復するものの、弘化三年（一八四六）二月になり、尾道の銀札相場が急激に下落する。二月六日の銀札四五〇匁／両が七日には銀札八〇〇匁／両、八日には銀札一貫二〇〇匁／両と、わずか三日で一貫目近い銀札の価値下落が発生した。九日には一時的に銀札九二〇匁／両に戻るが、二月十三日には銀札一貫四八〇匁／両となっていた（第2図）。はじめに述べた尾道市中の大混乱はこのときのものであった。銀札相場の下落状況と連動して物価高騰も問題となった。町奉行所は、正金銀払底のため銀札相場が下落し、諸色値段も高騰していること、正金銀と銀札の割合は落ち着いているが、物価はそれに対応せずに高騰状態を維持したままであることを指摘し（「近年金銀不融通ニ而、銀歩引上ケ諸色も弥



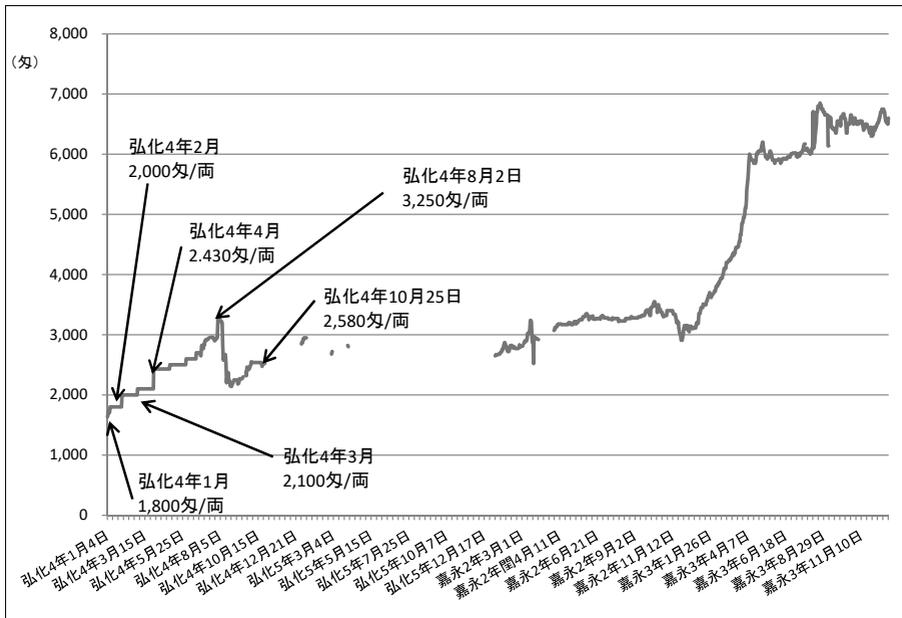
第2図 天保15年～弘化3年の尾道の銀札相場

増高価ニ相成候処、近頃之銘々ニ而者、追々金銀歩合余程引下ケ候様子ニ候得共、諸色之直段者右之割合ニ不応、矢張高直ニ取引いたし候⁽⁹⁾、物価高騰の継続状況を問題視しているのである。

特に、弘化三年二月の急落の原因について、尾道町では次のように認識していた。⁽²⁰⁾ ①広島城下で増田屋彦蔵（広島城下の両替商と思われる）が藩の内密御用のための金子両替を実施した。②その結果、弘化三年二月四日朝から大口の両替が停止した（ただし一両・二両程度の小口両替には応じている）。③その後、正金銀の需要増大にかかわらず正金銀を売る者はおらず、ますます銀札相場が下落し、広島城下は大騒動となり、一人も正金銀を売る者がいなくなった、というものである。この増田屋彦蔵の内密御用の両替理由ははっきりとしないが、藩が財源確保のために銀札を増刷し、市中で両替したものとと思われる。このような藩財政への正金銀繰入のための銀札発行と市中への大量流入により、一気に藩札相場が下落したものである。

3 弘化末年の銀札下落と改印札発行

弘化末年になると、銀札相場の下落状況は徐々に進行していく。特に弘化四年（二八四七）になると、一月は銀札一貫八〇〇目／両、二月は銀札二貫目／両、三月は銀札二貫一〇〇目／両、四月は銀札二貫四三〇目／両と、月を追うごとに下落していき、弘化四年十月二十五日段階で銀札二貫



第3図 弘化4年～嘉永3年の尾道の銀札相場

近世後期の尾道における銀札相場下落への対応と両替職統制（下向井）

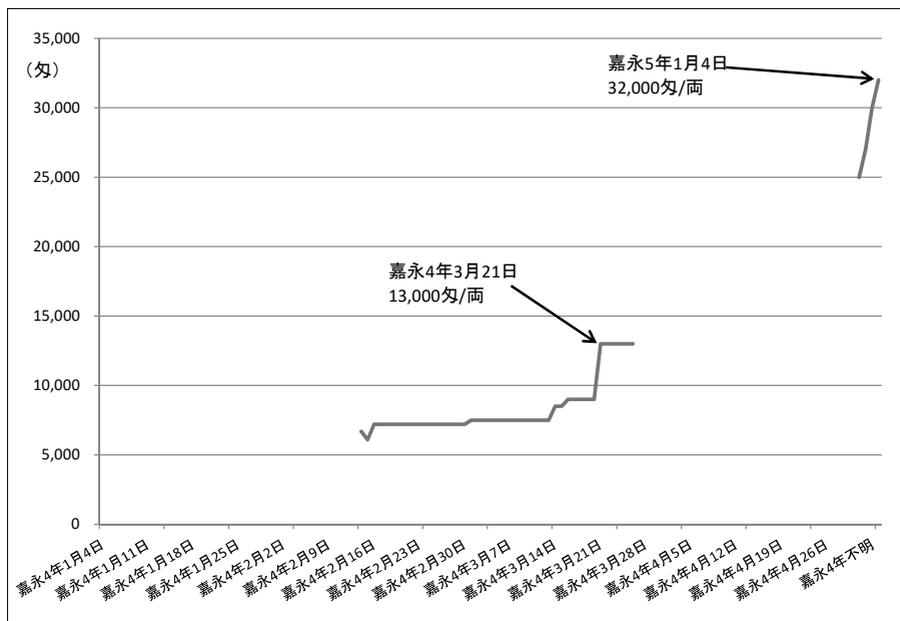
五八〇目／両となっていた（第3図）。

同月、藩は銀札相場下落状況に対し、「改印札」（従来の明和札と呼ばれる銀札に新たに検査印を押ししたもの）を発行し御札場^②で切り替えを実施して状況打開をはかった。また、旧銀札も併用し、二貫六〇〇目／両として固定した。改印札を六五匁／両としたことから、旧札の価値は四〇分の一に切り下げたことになり、当時「四拾掛定相場」と呼ばれていた。改印札発行後、弘化五年（一八四八）三月五日の尾道町奉行所の触れにも「改印有之銀札、旧札江取交取扱之義者去冬相達候、以来右改印札専通用、旧札ハ追々引替も可被下候得とも、近頃金相場之割合ニ而其儘取交通用之事^②とある。改印札を主要銀札としたものの、旧札は追々引き替えを行うものとして旧札の通用も容認している。銀札相場の急激な下落への対応として新銀札の発行と新たな銀札相場を設定したが、価値の下がりきった旧札の使用も認めていたため、弘化年間の改印札発行は銀札相場の安定化策としてきわめて中途半端な施策であった。

4 旧銀札相場の下落進行

改印札が発行されたとはいえ、旧札の流通も容認するといふ中途半端な対策に終始した結果、旧札相場の下落は止まらなかった。

尾道では、嘉永四年（一八五二）三月二十一日には金一両に対して銀札一三貫目となり、同年中に三〇貫目、翌年一月



第4図 嘉永4年～嘉永5年の尾道の銀札相場

四日の初相場では三二貫目、一月九日には三二貫五〇〇目と
なった(第4図)。もはや、銀札相場の下落傾向は収拾でき
なくなり、嘉永五年(一八五二)正月九日、ついに藩は旧札
と綿座切手の全てを改印札に切り替えるよう通達を出した。そ
こでは旧札と綿座切手(広島藩の綿座で同じ時期に発行して
いた紙幣)を全て改印札に引き替えること、引き替え日限な
どの委細は追って通達すること、全ての引替が完了するまで
は新相場で旧札の通用も認めること、などが定められていた。
ここにいたり、弘化四年の改定では併用も認めていた旧札も
全て回収することになったのである。

嘉永五年正月二十七日、町奉行所は旧札の回収と改印札の
流通に関する新たな命令を町年寄に伝えた。旧札・綿座切手
の交換は閏二月四日に行い、広島城下での旧札交換は御札
場、綿座切手の交換は綿座で実施すること、三次・尾道では
旧札も綿座切手も御札場で行うこと、「丁ノ日」(偶数日)を
引替日とし、朝五時から八つ時の時間制限を設けること、
引替希望者の列の様子をみて、必要であれば適切な場所に臨
時の引替所を設置して交換を行うこと、が命じられた。

嘉永五年正月の銀札引き替え命令の目的は、全ての旧札・
綿座切手を回収することで銀札相場の下落を解決することだ
である。引き替えにあたり、藩内三ヶ所の御札場において実施
し、必要に応じて藩内各地に交換場所を設置して引き替える
ようにして不正両替の横行を阻止する計画であった。そして
具体的な実施にあたって藩は、個人個人での引き替えを許可

しつつも、庄屋や町年寄、大家などの元締となる人間が藩札
を集約して引替を行うことで、人々の参集と騒動を未然に排
除するよう配慮していることがうかがえる。

交換完了までの暫定的な旧札・綿座切手使用にあたり、銀
札相場は一兩六五匁に設定された。今回の切り下げは三二貫
五〇〇目から五〇〇分の一の価値となったため、「五百掛定
相場」と呼ばれた。弘化年間の銀札切り替えと異なり、嘉永
五年の切り替えでは大坂両替商からの正貨借り入れによる大
量の引き替え準備金を確保していたため切り替えが可能で
あった。旧札の流通停止・改印札への全面的な切替と、準備
金の確保により、銀札相場は一応の安定をみたのであった。

5 五〇〇掛定相場に対する尾道市中の反応

ところで、今回の切り替えについて尾道町の橋本家納戸の
手代である嘉兵衛と半七が「極密」に私見を述べた記事があ
る。彼らは、改印札が旧札と比べて二歩ほど幅広な程度であ
り、見本の通り改印を押しした以外、変わりはない(「御引替
被遣やうニ改印札ニ而御引替被為在候旨、熟茂明和元年甲
申之御銀札ニ而、御改印札与ても凡式歩程幅広ニて手本之通
御改印而已ニ而別ニ新札与申儀も無之」。そのためいざれ近
年中に正式な新札が発行され、また引き替え命令が来るので
はないか(「サスレハ何連近年中真之新札ニ又々御引替も可
被為在之哉」、とみているのである。当時の市井の人々の中
には、いざれ引き替えされるかもしれない改印札をこの局面

で引き替えるのが妥当なのか疑心暗鬼だった者も存在していたのである。このようにしてみると、銀札引き替えが順調に進んだといわれている嘉永段階の改印札発行も、実際のどのような推移をたどっていたのか、改めて考えてみる必要があるだろう。

二 銀札相場下落への対応と両替仕法の実施

1 藩役人と尾道町役人の協議

天保八年（一八三七）三月、尾道町奉行所の役人と尾道町役人との間で当該期の経済政策に関する内談が行なわれた。藩側の代表者は田永格兵衛。当時「札場諸御執行目付」に就いており、尾道御札場（銀札発行・銀札両替業務を行う藩営機関）に所属する藩役人である。尾道町側の代表者は町年寄上席・橋本吉兵衛と町年寄・亀山元助。二人は当時「御内用聞」という肩書きを持っていた。尾道町奉行から経済政策などについて諮問を受け、意見や提言を述べる役目が与えられていたと思われる。

田永の関心事は、金相場（＝銀札相場）の安定策と、尾道後背地で生産される漉紙・塵紙の販売方法であった。橋本・亀山に具体的方策の提出を求めたのである（「田永格兵衛様より金相場並ニ奥山漉半紙塵紙売捌方之義ニ付、私共両人へ御内談御座候」）。

これに対して両名はこの打診に前向きであり、尾道町のた

めになると回答。さらに、別途対応策を提出するため奉行所で検討してもらいたいと願ひ出ている。藩側の提示してきた事項について、銀札相場の問題は本稿で検討する両替仕法として結実し、奥山漉半紙塵紙売捌方の問題は諸品会所の設立として結実する³⁰。

2 尾道町側の提言のねらい

田永の諮問に対する橋本・亀山の提言の一つは、他国船取引の決済用正金銀確保と銀札相場の安定化であった³¹。①尾道を発して大坂で販売された商品の代銀は、広島藩で実施していた「大坂置為替仕法」に基づいて大坂の藩蔵屋敷に納入して手形を受け取り、手形を領内に持ち帰り銀札に交換する、②尾道問屋・商人が尾道で他国船に商品を売却して得た正金銀は、決済に必要な留保分を除いて御札場で銀札に引き替える、というものである。橋本・亀山は、尾道での領外への国産品売却益を回収して尾道外への流出を防止することに重きをおいていたことがわかる。これに加えて、橋本・亀山は尾道の間屋・商人に貸与する決済用正金銀を御札場から下げ渡すように藩側に要望している。つまり、橋本吉兵衛・亀山元助ら町年寄の意図していたのは、①国産品を販売する商人層が領外への国産品出荷で得た売却益を尾道町で備蓄し、②尾道問屋が米・干鰯など領外商品を購入する決済資金を貸し出す、尾道全体の商業活性化策だったのである。

他方、町奉行所は橋本・亀山の提言を踏まえて詳細案を準

備するよう命じ、また、尾道問屋が商業用正金銀を必要とする際に限り、御札場の備蓄する正金銀を銀札との両替に宛てる内意を与えた。町奉行所は、尾道町の思惑と異なり、藩財政補填と銀札相場安定化を指向しているため、確保した正金銀を御札場で確保し、あくまでも尾道町で正金銀が必要な場合は貸し下げるかたちをとった。つまり、田永格兵衛ら藩役人の意図していたのは、従来の大坂置為替仕法のような大坂での国産品売却での正金銀確保ではなく、領内港町での国産品売却による藩庫への正金銀収納（＝藩財政補填）であり、藩札相場安定化のための引当準備金の確保だったのである。町奉行所役人と尾道町役人は右のような正金銀の確保の問題に直面し、双方の利害の一致により新たな対応を模索した。その結果編み出されたのが両替仕法であった。

3 両替仕法の内容

天保八年五月、尾道町奉行所は、橋本吉兵衛ら町役人に対し、両替仕法（「町両替主法」）試行許可を通達した。先述した橋本・亀山の提出した詳細案を踏まえたものと思われる。十箇条にわたる通達の全文は以下の通りである。

〔史料二〕⁽⁸³⁾

覚

一 此度町両替主法行試候ニ付、大意左之通相心得正金銀出納共委明白ニ取約メ可申出、等閑之取約有之候而ハ

決而不相済候事

一 町両替屋式軒定置、町方商用之両替取斗可申事

但、右両替屋人撰いたし早々可申出事

一 問屋并走両替之者共得与申論金子両替差入候様取計可申事

一 右両替屋へ下方入金致候節、時之相場ニ而銀札内密札場より下渡可有之事

一 正金銀指間不得止節ハ、札場より内密時之相場ニ而、正金下渡可有之候、尤可成たけ手元ニ而駆引いたし、右返金ハ勿論納金相成候様取計可申候事

一 納返之正金札場ニおゐて、別貯ニ相成候様申談候事

一金相場凡広島町相場ニ応相定候事

一 是迄両替致来候者ハ、先日其儘ニ致置、此後両替職相始候者ハ、一切差留メ可申事

但、是迄両替致来候者ニ而も、此後不統之取計致候者ハ、両替職差留可申事

一 素人之両替一切差留メ可申事

一 外方より入込両替不統之取計有之候節ハ、示し方先是迄之通取計、其度ニ早速可申出事

両替仕法の内容は次のように整理できる。第一は、「式軒両替」（「奇特両替」とも）の設置である。両替屋を二軒置き、尾道町の商業に資する両替業務を担当させるよう指示している。二軒の人は町役人（町年寄・組頭など）に任せ、町奉

行所に申告させる（第二条）。これにもとづき、尾道町役人らは橋本吉兵衛・亀山元助を式軒両替に選出した。

第二は、式軒両替での正金銀の集積である。問屋と「走両替」（無認可両替）を説得して、退職する取引用以外の正金を、全て式軒両替に提出し銀札に両替させるよう指示している（第三条）。

第三は、正金銀回収方法である。具体的には、①尾道町人の入金に対し、式軒両替は時々々の相場で銀札と両替する。②御札場は内密に銀札を式軒両替に貸与し（第四条）、銀札と両替した正金銀は御札場に納金する。③銀札から正金銀への両替は可能な限り式軒両替の自己資金で対応し、不足時のみ御札場が内密に時々々の相場で下げ渡す⁽³⁵⁾。下げ渡した正金は確実に返金する（第五条）。④御札場では返金分と納金分を別置しておく（第六条）。

第四は、一般両替職に対する規制強化である。市中の両替職の新規開業は認めない。公認両替職も不正があった場合、即座に営業停止する（第八条）。素人の両替行為も全面禁止とする（第九条）。

第五は、広島城下との金相場の調整機能である。尾道の金相場は広島城下町相場に合わせて設定する（第七条）。広島などから到来した商人が両替を行う場合、従来どおりの方針（正金銀持ち出しの禁止）で対応し、出納明細を提出する（第一〇条）。これは広島城下と尾道との相場の差を利用した外部商人の金銀買い取り（＝正金銀流出）を阻止するための措

置でもあっただろう⁽³⁶⁾。

4 尾道町役人の主張する両替仕法の成果

両替仕法の実施の具体像については判然としない。ただし、橋本家には一時的に「橋本納戸両替方」という部署が儲けられており、これが両替仕法に基づく式軒両替の部門と思われる。両替方の作成した「毎日算用帳」⁽³⁷⁾に天保八年七月一日から九日までの出金・入金状況が記されている⁽³⁸⁾。九日間で入金二四八八両、出金一四〇六両で、金一〇八二両の入金超過であり、まとまった額の入金を達成している（第1表）。しかし、八月に入ると入金が減っていたようであり、入金超過は短期間の出来事であった。

第1表 両替仕法の入出金（天保8年7月）

	（単位 両）		
	入金	出金	差引
1～6日	2,210	901	1,309
7日	196	60	136
8日	0	395	-395
9日	82	50	32
	2,488	1,406	1,082

出所）「毎日算用帳」（橋本家文書1225）。

天保十年（一八三九）二月時点で両替仕法はすでに中断していた。尾道町年寄の藤三郎・町年寄上席の亀山元助・橋本吉兵衛は、天保八年の式軒両替の設定と両替主法の実施は尾道市中のためになり商人らも感謝していたこと、市中融通金も御札場に上納できたこと報告しつつ、天保十年当時、御札場の支援による両替仕法は中断されており、尾道市中で相互に対応するよう指示されたことを述べて

いる。⁽⁴⁰⁾尾道町側は正金銀の御札場上納と商人らの取引資金確保の点から両替仕法に一定の成果を認めていたのである。

続いて同年七月、亀山元助は両替仕法を次のように総括している。⁽⁴¹⁾①橋本・亀山両人の始めた町両替の試行は「下方一同」に好評で、尾道町全体に好景気をもたらした。②金融不安も和らぎ金銀相場も落ち着きをみせ、開始当初一〇〇匁余だった銀札相場は一〇〇匁余まで回復した。③正金・銀札相場が安定したため、尾道・竹原・三原・福山藩領松永の客への両替も円滑に行われた。④相場の安定と正金銀の蓄積を達成したため、町奉行所はこの仕法試行を終了した。亀山元助は金相場安定化に貢献したという点からも両替仕法を評価していたのである。⁽⁴²⁾

先述した天保十年二月段階の町役人の歎願によると、両替仕法の停止していた天保十年段階では、すでに金相場が上昇して銀詰まりの傾向がでていた。⁽⁴³⁾廻船問屋の決済銀の確保も困難となっており、入港した商船は積荷の売却をしないまま出帆する有様だった。「約ル処、当所不景氣ニ押移」⁽⁴⁴⁾っていた。両替仕法は、尾道町役人らの期待していた短期的な正金銀の確保と御札場への収納、商取引用資金の確保という点では一定の成果をあげたものの、藩役人らの期待していた長期的な銀札相場の安定化には結びつかなかったといえよう。

5 亀山元助による町両替所の再設置案

天保十年七月、藩の役人倉田栄蔵⁽⁴⁵⁾は尾道町に対して景氣回

復策の提出を求めてきた。⁽⁴⁶⁾亀山元助は両替仕法を土台として新しい両替所の設置案を提案した。

〔史料三〕

覚

一 於広島尾道両所ニ町両替処相立下方人氣ニ応シ金相場相立、日々両所以飛脚ヲ申値高下取計候義、素より御国中之著とも相成候場処柄之義候間、竹原・三原・海田・三次・厳島・其余とも右相場ニ順シ可申義と奉存候、

一 納金願出候節ハ何千兩ニ而も其日之相場ヲ以買入札銀下ケ遣し申度、出金願出候節茂右同様、尤出金之義ハ必用之廉聞糺取計申度候奉存候、

一 正金五千兩

一 札銀四百貫目

右員數御札場ニ而御手当被成下候ハ、日々御法通請納出入仕度、尤差向候処、正金出ニ相成候哉、又ハ札銀出ニ相成候哉も難斗候得共、約ル所ハ札銀出銀ニ相成、正金入過ニ相成可申候著ニ御座候ニ付、時ニ取此余札銀御手当御願申上度奉存候得共、先行試之義ニ候ハ、可成丈手元ニ而才覚仕度義ニ奉存候、

一 初発金相場定之義ハ其時之人氣合ニ随ひ相場相立追々出入駈引致遣候内、両処申値少々宛相場下落取計候ハ、下方人氣も相和き、約ル所見越候義ニハ御座候

得共、当年中二者八拾目内外之相場ニ到可申哉と奉存候、左候時ハ余程御間損銀ニ相成可申奉存候

（後略）

亀山元助の提案は次のような内容である。広島と尾道に町両替所を設置し、市況をみながら金相場を立てる。広島・尾道間は飛脚で連絡を取り合いながら相場を調整し、竹原・三原・海田・三次・厳島などもこの相場に準じる。正金銀から銀札への両替は、たとえ何千両であってもその日の相場を見て速やかに行う。銀札から正金銀への両替、正金銀の貸付も同様に行う。ただし、正金銀から銀札への両替よりも銀札から正金銀への両替について両替理由などを厳密に取り調べた上で行う。両替所の準備金としては正金五〇〇〇両、銀札四〇〇貫目とし、この資金は御札場で準備する。金出か札銀出かわからないが、正金を確保できるだろうから、資金をできるだけ自分達で調達し、損失が発生しても藩側への影響を最小限に留める。

亀山の提示した両替所設置案では、特に金相場の調整機能の付与を重視したものとなっている。金相場を広島城下・尾道で調整しながら最終的に銀札八〇匁／両まで戻すとしている。これは亀山元助自身の両替私法実施の経験と認識に基づいた提案である。亀山元助ら尾道町役人らは両替仕法の試行により一時的に銀札相場の安定化に成功したと見なしているのである。尾道の不況状況を打開する有力な施策として認識

していたことになる。

亀山元助の計画書には両替職の統制、不当両替の禁止が付与されていない。亀山は、この提案において市中の両替監視・統制よりも相場調整を優先事項と判断したものと思われる。両替屋設置の目的が正金銀の領外流出阻止から、銀札相場の調整に変化したのである。

この提言の翌月、両替仕法での両替所実施結果について、藩側から再度諮問がされたようだ。尾道で行試した両替所の両替実施結果や、両替所設置の際の留意事項、意図的な相場の調整の可否、などと思われる。亀山元助は次のように回答した。^⑤①町両替について天保八年から実施した行試の結果は見込みどおりであったが、城下町の金相場との調整が必要であった。両替や金相場の調整には銀札の信用が必須である。

②相場を変更した場合、最初のうちは高下するだろうが、ゆくゆくは両替所の設定した相場に順じていくだろう。③尾道一ヶ所での設置では各地に不正の相場が立ち両替所は効力を発揮しない。もし行試が命じられたとしても城下と尾道で一致した行動をとらないと全く意味がない。亀山元助は両替仕法に基づく両替の経験と反省を踏まえて提言を行い、両替所再設置を繰り返し求めたのである。

6 奇特両替の再開

町奉行所は亀山元助案に対して興味を示したと思われる。天保十年十二月から橋本・亀山両家を両替方として、奇特両

三 尾道の両替職統制

替を開始している（「極月二日より当家亀山ニ而奇特両替相始り、夫ニ付相庭少々宛下落致シ、金売買思惑之人も少故趣ニ相聞申候^⑭」。両替仕法で設置された町両替屋の再開であろう。両替業務の再開によって相場も一時的に安定化し、「金売買思惑之人」も減少した、と橋本吉兵衛・亀山元助は述べている。

この奇特両替では御手当金という形で御札場に蓄積している資金の一部が運用されている。天保十二年（一八四一）五月四日の記録では両替方に御手当金三〇〇〇両が宛がわれている。そして、亀山元助・橋本吉兵衛は、市中における資金貸付（市中融通方）の補助を理由として、御手当金から五〇〇両の借用を要請した。両替仕法で蓄積した資金を元手に両替手数料などによる利殖ももくろんでいたことがうかがえる。「奇特両替」は両替を行う一方で両替仕法で蓄積した資金の運用も任されたのである。ただし、天保十年から開始された奇特両替の両替業務は、天保十二年の段階で出金過多であり、困難を極めたようだ。亀山元助が再三に渡って指摘していた広島への両替所の設置も行なわれていない。結局、奇特両替は両替業務と蓄積金の運用という任務にとどまったのである。しかし、尾道町役人らは両替仕法の成果を政治意見に反映しており、彼らは両替仕法で一定の成果を挙げたと自認していたといえよう。

1 天保年間の両替職の編成

天保年間以前、尾道で他国取引向けの両替業務行っていたのは主に御札場だったと思われる。市中の両替職の具体的な動向については判然としない。文政年間に、尾道で他国取引以外の目的で銀札を正金銀に両替する者が増加したことがあった。その際、尾道町奉行所は「金銀両替致候もの共町内不残問屋座江可申出段委細も辰年歳敷申付置候^⑮」として両替を行う者は全て尾道の問屋座（廻船問屋を編成し取引資金の融資等も行う組織）に申告するよう通達を出していた。少なくとも文政年間以前の尾道において、両替職の統制・把握を専業とする機関は存在していなかったものと思われる。

前節で述べたように、天保八年五月の両替仕法の実施により、御札場の両替業務は式軒両替に委託された。それと同時に式軒両替の橋本吉兵衛・亀山元助が「両替元締」（両替方元締）に就任した。すでに町役人の一人作右衛門が「両替頭取」（両替方頭取）に就任しており、両替方元締は両替方頭取から相場を聞いて両替業務を行っていた（「当家亀山両替元メ被仰付同々頭取役衆中より金相場極り両家宅ニて左之通り取引可致候^⑯」）。

両替方頭取は、尾道町で両替を営業する両替職集団を監督する役職だったと思われる。たとえば天保九年（一八三八）三月に、町奉行所が尾道市中に正金銀の貸付や両替に関する

公正な取引を通達した際、両替方頭取は両替職への周知を命じられている。⁽³⁴⁾ 天保八年の両替仕法の実施と同時に、両替方頭取・両替方元締が尾道の両替職を管轄下に置いたのである。ただし、天保十年に広島藩領域全体で一斉に金相場を六四匁から八四匁に変更した際、⁽³⁵⁾ 両替職全員が中屋敷（尾道町役人の詰所の一つ）に呼び出されているように、藩の金融政策にかかわる通達は、町役人から直接両替職に通知されるしくみだったようだ。

2 天保末年から弘化年間の両替職統制

天保末年から弘化年間にかけての銀札相場の急激な乱高下を受けて、町奉行所は両替職統制や不正両替禁止の通達を次々に出している。天保十一年（一八四〇）五月六日、町奉行所は尾道町役人に対して、正金銀を必要とする者への両替は両替職が行うはずだが、素人両替が携わっていること、必要の無い正金銀を貯える者もいること、正金銀の先売・先買をする者もいることなどを指摘し、⁽³⁶⁾ 隠密・見回りの者を探索に出し、発見次第召し捕らえ処罰する旨通達している。同様の通達は天保十三年（一八四二）十一月七日にも出ており、不正両替（「惑惑買貯え」「先キ売・先キ買・金帖合ニ似寄ル取引」）の取り締まりを強化を通達している。⁽³⁷⁾

天保年間、町奉行所は正金銀の尾道外流出を警戒していた。しかし、弘化年間になると、相場乱高下を利用した両替行為を警戒・排除するようになったのである。そのため、尾道町

第2表 尾道の両替職の変遷

NO.	天保13年～	～嘉永5年11月	嘉永5年11月～
1	東屋半次郎	東屋半次郎	東屋半次郎
2	油屋猪右衛門	油屋弥助	亀山元助
3	平野屋孫右衛門	平野屋孫右衛門	竹原屋調兵衛
4	金光屋源七	金光屋源七	
5	松屋茂右衛門	松屋茂兵衛	
6	林屋茂右衛門	林屋茂兵衛	
7	吉和屋芳右衛門	吉和屋芳兵衛	
8	松屋芳右衛門	松屋好兵衛	
9	住屋源右衛門	住屋源兵衛	
10	高須屋丹次郎	高須屋丹次郎	
11	灰屋伴藏	灰屋作藏	
12	平田屋長七	平田屋長七	
13	魚屋吉藏	魚屋吉藏	
14	栗原屋貞助	栗原屋貞助	
15	灰屋長右衛門	北国屋卯兵衛	
16	東屋文助	鍵屋清藏	
17	秋田屋文藏		

奉行所は銀札相場を下落させようする行為を取り締まり対象とした。また、天保十三年には素人両替を禁止して改めて両替職を定め、指定両替職以外での両替を一切禁止した。この段階で両替職に指定されたのは灰屋長右衛門、東屋半次郎など一七名の両替職であった（第2表）。町奉行所の銀札相場下落を食い止める直接の対処法は素人両替の停止と両替職の軒数制限のみだったのである。

3 天保末年の両替職筆頭の設置

天保十四年（一八四三）、両替職の統括組織が再編成された。

町奉行所は、両替職であり町役人の一員でもあった灰屋長右衛門、東屋半次郎、栗原屋貞助を「両替職筆頭」に、町会所筆役の弥作を「両替掛役」に命じた⁽⁸⁵⁾。両替職筆頭の職掌は判然としないが両替職を直接監督する役職であったと思われる。両替掛役の職掌も不明だが、町役人のなかでも事務的な業務を行う者が就任していることから、頭取役の下で事務職的な役割を務めていたものと思われる。

他方、天保八年時点で確認できた両替方頭取も継続して存在していた。弘化三年（一八四六）時点で高橋八郎右衛門（町年寄上席格）・繁右衛門（町年寄同格）の二名が両替方頭取だったが、同年六月二十二日に藤三郎（町年寄格）・半次郎（同）に交代している。さらに、嘉永二年（一八四九）には東屋半次郎・始太郎の名前が確認できる。両替方頭取は引き続き尾道町の行政機構の中における金融政策の統括機関として編成されていたものと思われる。

天保十四年以降、尾道の両替職統制機関は、名誉職的な両替方元締を廃止し、同時に実務担当の両替方頭取を維持しつつ、両替職筆頭を置いて両替職の把握や藩からの通達の周知徹底を強化する形態に移行したものと見えよう。

4 弘化年間における両替規制

弘化年間になると町奉行所は尾道市中での両替規制をたびたび発令する。例えば弘化三年十二月十四日には、町廻り下役（尾道市中の見回り役）二名を人押さえのために市中に派

遣し、翌日には、両替職以外の両替禁止を無視して辻々で多人数集まり金銀売買する者がいること、風儀が良くないためそのような心得違いの者は名前を糺し追って沙汰すること、その旨よく心得て取引することを町年寄名義で発している⁽⁸⁶⁾。この時点では規制を無視した両替を行った者には嚴重注意を言い渡す程度の対処であった。

しかし、これは不徹底だったようで、翌年正月には町奉行所から亀山元助に対して、市中への通達命令が出ている。町奉行所は、両替屋（両替職）以外の店や辻で金相場を建て争い、金銀の売買をする者がいること、不当で人気を狂わせる不埒なことであるため禁止することをすでに通達しているが、機能していないことを指摘している。そして不正取引をした者は発見次第捕縛するので、心得違いの無いようにせよ、と強硬姿勢を示す。市中各所での金銀売買が多発していたため、町奉行所も強い態度に出ざるを得なかったのである。

さらに、改印札の発行と前後して、尾道町では両替職への規制と両替統制も実施する。改印札発行と時を同じくする弘化四年十月に町奉行所が通達を出している⁽⁸⁷⁾。十月時点でも両替屋ではない商人の店先や裏屋で金銀売買を行い、さらには「金仕合」という不正両替屋が手引きする売買損益競争も行われていた。町奉行所はこれらを両替業務の本分を外れ両替の慣行を乱すものであるとして禁止し、そのまま同様の取引を続けている者がいれば店を貸している家主、両替を行う不正両替職も処罰することとした。

以上のように、弘化年間以降、尾道市中では尾道内外の人びとによる投機的両替（売買）が横行するようになっていた。売買の場所も、禁止の通達が出るたびに、辻々、店、店先、裏屋と売買の場所を増やしていた。さらに参加者による金銀売買の競争も発生していた。銀札相場変動を利用した正金銀と銀札の両替（売買）のみで利益を獲得しうる状況が尾道において広く展開していたのである。そして、この段階にいたると、藩は尾道で常に表面化していた正金銀の尾道外への流出に加えて、銀札相場の乱高下を助長しうる投機的両替行為も不正両替として重大視していた。投機的両替は必ずしも現物の交換を必要とはしないが、藩当局は投機的両替を両替行為の一部とみなしていたといえる。

町奉行所は両替職の整理と同時に、両替に携わる者以外の両替行為そのものの処罰を強化した。最初は嚴重注意、次に捕縛、そして「金仕合」の温床となっている裏長屋を所有する家主も処罰する方針である。前項で両替職や素人両替への処分を指摘したが、ここではそれ以外の者の両替行為も対象としている。奉行所も投機的両替の根絶を図るため、徐々に規制を強化していったのである。

5 嘉永期の両替職統制

嘉永期の銀札下落状況や両替の規制の影響か、両替職のなかに経営悪化する者も現れた。嘉永元年（一八四二）十二月、「勝手向趣法」（経営再建）を理由に、油屋猪右衛門が油屋弥

助に、富吉屋辰吉が油屋福四郎に、両替職を譲渡したい旨願いで出ている。宛先は年寄格・両替方頭取の藤三郎・半次郎であり、両名は尾道町奉行・辻小八郎宛に譲渡願いの承認を求めている（これらの願い出は承認されたものと思われる）。先述した天保十三年の両替職一覧（第2表）に富吉屋辰吉の名前が見えないため、天保十三年時点で交代していたのである。天保年間から嘉永年間において、経営難に陥る両替職もいたのである。

嘉永二年（一八四九）には町奉行所が両替方頭取に対して以下のような両替の徹底を要求している。①金一〇両以上を高額両替とし、両替希望者にはその者（買主）の名前と両替理由を両替方頭取へ伝達し、両替方頭取がその理由を聞きただし必要と判断すれば承認する。②正金銀を持参して銀札と両替する希望者がいれば、即刻両替に応じる。高額両替ならば両替方頭取に書付を提出し、翌日銀札相場書とともに藩役人の勤番所へ提出する。③両替職は相互に注意し、不正取引を発見次第速やかに通報する。不正両替を隠蔽するようなことがあれば、後日であっても事情聴取の上で処分を下す。

嘉永年間の銀札相場下落状況にあつて、投機的両替の増加とともに正金銀両替も増加していた。両替職への統制と両替業務の徹底化の動きは変わらず行われているが、高額両替を監視対象とし、両替方頭取の監査をいれ、藩役人へ出入り状況を報告するなど、両替業務への藩の介入度合いが強くなっていることがわかる。さらに、不正両替の監視と通報を両替

職同士で行わせる形で試みていた。両替職統制の強化は、両替職の相互監視制度導入と両替職・両替方頭取への負担増加という形で展開していったのである。

さらに「五百掛定相場」実施後の嘉永五年（一八五二）

十一月、尾道で公認されていた両替職が東屋半次郎を残して全て廃止され、新たに亀山元助、竹原屋調兵衛を加えた三名に対し御勘定所御内用聞という役職を与え、独占的な両替業務を実施させた^{①7}。

すでにみたように、尾道町では天保十三年段階で両替職一七軒を設定していたが、嘉永五年まで存続しているのは一四軒、名前が見えないのは三軒、新規参入が二軒であった（第2表）。このなかに先述した油屋福四郎はいないため、やはり両替株を譲渡したか潰れたかのどちらかであろう。町奉行所は、半次郎・元助・調兵衛の三人に両替業務を独占させることで、彼らの才覚と資金力に依存して金・銀札両替業務の円滑化、銀札価格の安定化を目指したのである。特に、改印札発行直後であり、改印札を彼ら三軒のみに渡すことで、改印札と旧札との交換を確実に実施できるという思惑もあったであろう。

嘉永年間以降の両替や両替職三軒に関する動向は判然としない。嘉永七年閏七月二十四日に両替職三軒が御札場に呼び出されたということがわかる程度である。大坂金相場の下落の影響で明日から金一両を銀六六匁五分に改めるので承知しておくこと、三次・尾道御札場から即刻通達が出るのでよろ

しく取り計らうこと、が申し渡されている^{①8}。三軒両替は乱高下取束後、両替業務を行いつつ、藩からの命令や公定相場を受け取り市中に通達する窓口としても機能していたのである。

6 両替職・東屋半次郎の活躍

ところで、この新たな三軒両替のなかには、これら一連の両替行為の中で頭角をあらわした者がいた。本稿で度々登場する東屋半次郎である。東屋は姓を天野といい、近世中期以来、町役人を輩出する家であり、明治時代の尾道経済界の立役者の一人、天野嘉四郎^{①9}を輩出する家である。ここで両替職をしている東屋半次郎は天保期頃から両替職としての頭角を現してきた人物である。安政七年（一八六〇）、半次郎は嘉四郎に家督相続すること、これまで同様の扶持方を認めて欲しいことなどを町年寄に要望している。その際に「私儀ハ諸品御役所御創業已来蒙御引立候」と述べている。半次郎は試行段階から諸品会所の運営に関与しており、年不明ながら諸品会所の勘定役、のちに頭取も務めている。そのことを立身の糸口とみている。

東屋半次郎は、「年来両替職二而」とされているように両替職で生計を立てており、橋本と亀山は半次郎を「是迄近辺浦島より売金持参候得意も有之、且両替駈引振至極実意ニ相見へ申候」と評価している^{②0}。半次郎は、近辺浦島の商人の信用を得て得意客とし、誠意をもって両替交渉して小口の正金を粘り強く集めていく勤勉な小規模両替商とみられていた。

両替は正金銀・藩札に関する専門的な金融知識と実践経験にもとづいて、相場の変動を読みとる鋭い判断力と決断力が必要となる。半次郎は、現場経験に基づく豊富な金融知識と経営手腕によって頭角を現し、尾道両替職の中核的自在となったのである。

天保十二年（一八四一）、橋本吉兵衛・亀山元助は両替業務で損失を発生させたとして、「奇特両替」を辞任し東屋半次郎に交代したいと申し出ている。同年五月、半次郎に試みに両替業務をやらせてみたところ（必要両替出入無越度為行試験処）、町方の受けはよく（町方一統氣受宜）、多額ではないが「正金入過」という結果を出したという（高価二者相当り候得共、余程正金入過ニ相成）。橋本・亀山は「私共も本意至極ニ奉存候」と半次郎の働きに満足している。

こうして半次郎は橋本・亀山にその手腕を評価され、橋本・亀山に代わって「奇特両替」に着手したのであった。そしてその金融知識・経営手腕を買われて両替方頭取などの役職に就き、最終的に正規の両替三名の中に入ったのである。天保年間から嘉永年間まで、確認できる限り両替方頭取に就き続けているのは半次郎だけである。さらに、嘉永元年（一八四八）、尾道に「産物御受払所」（国産品を抵当に資金貸付を行う機関）が設置される際、半次郎は「産物御受払所」で必要な両替を一手に引き受けることになった。その経営手腕と両替方頭取という役職によって任されたのだろう。天保期以降、尾道町において両替と金融の中核を任されたのが、

町方の金融で能力を発揮した両替職であったことは、天保年間以降の藩の経済政策の特質を解明する上で、重要な論点となるであろう。

おわりに

以上、本稿では天保年間以降の尾道における両替活動の具象、両替職の編成・統制の実態、両替の具象像などについてみてきた。天保期以降、広島藩では藩財政逼迫や銀札相場の下落が深刻化する。尾道でも藩庫への正金銀獲得策、銀札相場の安定化、尾道町での他国品購入のための商業資金確保、尾道商人への取引資金の貸付金確保などが課題となっていた。

まず当該期の尾道における両替活動を商業活動と関連づけると、藩と尾道の共同事業である両替仕法の試行と、式軒両替の営業の実施が目される。尾道町役人らは、これらを通じて商業用の正金銀確保や、正金銀と銀札との円滑な交換をもくろんでおり、試行結果に一定の成果があったと自負していた。ただし天保末年に両替仕法の成果を踏まえた奇特両替を開始するが、これは有効に機能しないままに終了した。

弘化年間には銀札相場の下落状況が顕著となり、不正の両替や金銀売買が横行するようになるが、両替仕法のような商業用の正金銀調達を目的とした事業は実施されなかった。嘉永年間には銀札相場下落状況がさらに激しくなり、他国船との取引資金の確保どころではなく、投機的両替行為・売買行

為の取締に終始し、両替仕法のような藩・町共同の両替事業を継続することはなかった。

次に両替職の編成・統制に注目すると、天保年間、尾道町には両替方元締・両替方頭取などの職が置かれ、両替職の統制・把握とともに素人両替などを取り締まる取り組みが進められた。弘化年間には両替職の統制に新たな方策は見られないものの、市中各所で横行する不正両替や投機的両替行為の取り締まりに腐心していたものと思われる。嘉永年間になると、両替職の入れ替わりも激しくなり、両替職の統制については、尾道の両替職の大半を廢止し三軒に再編成することで一層強化する。最終的に尾道の両替機能は尾道御札場とごくわずかな両替職に集約されたのである。一方で、素人両替や走り両替など藩権力の統制し得ない不正両替も常に存在し続けていた。素人両替や走り両替などは、取り締まりの対象ではあったものの、尾道商業・金融を裏から支えていたのもまた事実であらう。

そして、天保年間以降の銀札相場の下落への対処や両替業務への対応などに手腕を發揮した、東屋半次郎などの有能な人材が頭角を現したのも重要である。天保年間以降の銀札相場の乱高下や両替業務の経験を積んだ彼らは、明治期の尾道経済・金融界の中核を担う人材となっていくのである。

本稿では、文政年間以前および幕末期の尾道における正金銀・銀札の両替の具体像、また、個別の両替職の経営実態、正金銀でなく為替による決済の有無などについて明らかにで

きなかった。これらの諸点については今後の課題としたい。

註(1)

弘化三年二月十四日記事(『金銀相場帖』広島県立文書館所蔵史料(以下、本稿で使用したのは同館所蔵史料のため省略)橋本家文書一五五五)。この史料は、文政年間から嘉永年間までの銀札相場が記載してある史料である。天保八年以降、特に銀札相場下落が進むと記載が詳細になる。また、時々状況や奉行所からの通達などもメモされている。

(2) 薬師堂小路と胡小路は橋本家の東西両側を南北に走る小路で、この近辺は豪商の集中する尾道金融の中枢地区である。

(3) 本稿では尾道において正金銀と銀札との両替業務や貸金業を生業とする人々を両替職とする。これは三都において金融業を展開する三井などの両替商と区別するためである。

(4) 幕末の広島城下商人による正金銀使用許可願いの中で「売買品ニ寄、他国捌等平常金取引ニ不仕候而ハ、忽不捌之基哉ニ相聞申候」正金取引ニ候とも正銀唱ニ而取扱可致」とある(『覚』安政五年九月条、「諸控」嘉永七年、青木茂氏旧蔵文書七五)。他国商売における正金銀利用は尾道に限ったことではないことがわかる。また、正金での取引もあり、その際に正銀として処理したい旨願い出ていることも興味深い。

(5) 『新修尾道市史』(第五巻、一九七五年)。

(6) 『広島県史』(近世二、一九八四年)。

(7) 西川俊作・谷村賢治「藩札論再考」萩札・広島札を中心に『三田学会雑誌』七三巻三号、一九八〇年)。

(8) 落合功「幕末期広島藩藩札と大坂商人」(藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』雄山閣、一九九八年)。のち同「入

門 事例で見る江戸時代（すいれん舎、二〇〇六年）に収録。

(9) 畑中誠治「文政期芸州藩の殖産興業政策」（『広島大学文学部紀要』二四―二、一九六五年）。

(10) 土井作治「近世国益政策の特質」（『史学研究』一二四、一九七四年）、同「文政期広島藩の国産自給論と金銀増殖策」（『芸備地方史研究』八六、一九七一年）、同「幕藩制国家の展開」（『溪水社』一九八五年、四九三頁）。

(11) 中山富広「幕末・維新时期における「経済的集中」と地域商業資本」（『史学研究』一八七・一八八、一九九〇年）。のち「近世の経済発展と地方社会」（清文堂、二〇〇五年）に収録。

(12) 西向宏介「近世後期尾道商人の経営と地域経済」（『地方史研究協議会編』海と風土、雄山閣、二〇〇二年）。

(13) 正金一両に対する銀札の相場である。正金に対する正銀、正銀に対する銀札の相場は現時点で明らかにできていない。

(14) 「覚」天保十年三月（拾肆日町役方年誌帖）天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(15) 前掲土井著書一九八五年、四九三頁。

(16) 第1図〜第4図は「金銀相場帖」（文政三年、橋本家文書一五五五）の数字に基づく。

(17) 広島城下商人らは前掲の歎願書のなかで「正金銀困ひ、夫故不融通杯与気取候者も可有御座哉ニ相聞申候」。「無抛正金ニ而貸借仕度者ハ、是迄之通り不被成下候而ハ、忽不融通ニも相成可申哉申値仕候」と述べている（『覚』安政五年九月条、「諸控」嘉永七年、青木茂氏旧蔵文書七五）。正金銀を困い込む者がいて市場に回る正金銀が払底する状況や、本当に必要な者への正金銀貸付ができなくなる状況などを「不融通」と呼んでいることがうかがえる。

(18) 弘化年間の銀札相場の回復は、六会法実施の影響もあると

いう（『広島県史』近世二、III―II「商業と金融」藤沢勇執筆担当、五五三〜五五五頁）。六会法とは広島藩で実施された金融政策で、領内から集めた米銀を「融通銀」として国産買占め費にあて、領外販売することによって金融打開の方策を講ずることを目的としたもの、だという（『広島県史』近世二、I―I「広島藩の政策と財政」土井作治執筆担当、一二頁）。この相場の反転について、「金銀相場帳」の天保十五年八月頃の「強気弱気相撲取合」と題する記事が残っている（傍線部は原史料にあり）。

強気弱気相撲取合

扱、今度之金之天下落、弱気之奴等か減多ニ売くさるか、初汐之程ハ無茶やナ事をするとおもふたが、御用木之手筋かして鏡岩にかけて見るよふニ下ケた、ホンニ荒灘ナ相場じて、強気之者か天津風迄も上ニよふニ思ふて居たて有ふが、コウ真一文字ニ下ケテハ矢先野ニ者立たれぬて有ふ、ヨウソウヨ、驚ケ浜も実ハ強気て、コウ下ル事ハトント不知火、ナンホ金出水川でもソウ無鉄砲ニ者下ケもすまい、又タ吹上ケ之時節も有ふとおもふ内ニ下リ松、壹貫貳百目ナラ門か壹貫目ニなりたり、底を九十九山トウデ又荒馬ニ飛上り高根山ニナルデ有ふ、安直ノ処ハ陣具かよかるふと思ふて居たニ余り、早房之相場じやモウ、しかし九百目処はかなの留メデ有ふかい、イヤソウモ有まい、弱気之奴等はマタク、下ル事ハ岩見溜のよいうふナ相場じやニよりて六拾五匁迄ハ買入を待乳山しやといふて居る、浪花川ハ菟も角もアノ大汐めか大筒ニ者鑑形テモ甲山テモたまらぬ、エライ手柄山しや、名取川しや、弱気連は大暮勇山テ居るであらふ、イヤアチハ大勇てもコチハモウ生属しや、大かた金ヶ崎の種か嶋も

モウ筑波山テ有ふとおもふても雁金してハ売上さるるによりていつまでも月之輪之時節はなれコチノ思ふ事ハみな逆錘ニなるかト、ナンボ男山ノ金を出してもモウ辛抱か出来ぬ、買持之金ハ広しまへ越之海ニてもせイヤナラス、今此相場ニ鳴戸濁とハハテ焚喰な事じや

弱氣の連中が金を手放しているため、どんどん相場が戻っていき銀札相場下落を見越していた連中が困っている様子を、力士の名前をもじりながら滑稽に描いている。銀札相場が元に戻ることによつて不利益を蒙る市中の人々も少なからず存在していたのである。

(19) 「覚」弘化三年二月「金銀相場帖」橋本家文書一五五五。

(20) 弘化三年二月記事「金銀相場帖」橋本家文書一五五五。

(21) 御札場は藩営機関で、主に①両替業務（銀札と正銀の兌換（両替）、人々の依頼による金銀の質量の鑑識・秤量、銀札の包みの作成と額の保証、新札と旧札の交換）、②銀納諸税や上納銀の収蔵と藩庁各機関への経費分配、藩の正金銀収支に関わる財政業務、③贋造貨幣の摘発・廃棄などを主要業務にしていた（『広島市史』第二巻、六三頁）。広島城下、尾道、三次に置かれていた。

(22) 弘化五年三月五日記事「金銀相場帖」橋本家文書一五五五。

(23) 嘉永五年正月九日記事「金銀相場帖」橋本家文書一五五五。

(24) 嘉永五年正月二十七日記事「金銀相場帖」橋本家文書一五五五。

(25) 前掲落合功論文一九九八年。

(27) この記事には旧札と改印札の見本が一枚ずつ綴つてある。

(28) 田永格兵衛は尾道畳表運上奉行や札場諸御執行目付でも

あった（「覚」天保六年十月条、「拾肆日町役方年誌」青木茂氏旧蔵文書五八）。役職を考慮すると尾道町における経済政策担当者、藩と尾道町との連絡・調整役などと思われる。

(29) 「乍恐口上之覚」天保八年三月（「拾肆日町役方年誌」天保八年、青木茂氏旧蔵文書一六六一八）。

(30) 下向井紀彦「近世後期港湾都市尾道における諸品会所の成立と展開」（『史学研究』二八・二〇一三年）。

(31) 「田永格兵衛宛橋本吉兵衛・龜山元助上申書」天保八年三月（「拾肆日町役方年誌」天保八年、青木茂氏旧蔵文書一六六一八）。

(32) 宛先は町年寄上席御内用聞兼両替方元締の橋本吉兵衛、町年寄兼両替方元締の龜山元助、町年寄格組頭兼両替方頭取役の昨右衛門、組頭兼両替方頭取の繁右衛門である。

(33) 「覚」天保八年五月（「拾肆日町役方年誌」天保八年、青木茂氏旧蔵文書一六六一八）。

(34) 「奉御願申上口上之覚」天保十年二月（「十四日町役方年誌」天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(35) しかし、町奉行所は、正金が貯えられていると知れたら周辺から人びとが殺到するだろうから、両替は式軒両替の自己資金で対応しているように偽装するよう指示している（「正金銀ニ多分相貯候而者、広島其外御國中響合之義も有之候付、時宜ヲ以出入駆引方之儀、内密申值候様との義も有之候ニ付、全銘々手銀ヲ以両替受引有之候振りニして取計御座候様ニとの御趣意ニ候」（「内密頭書」天保八年八月、「十四日町役方年誌」天保八年、青木茂氏旧蔵文書六〇））。

(36) 広島藩では文政年間にも藩札相場が下落しており、その際、広島城下商人が尾道に入り込んで、金相場の差を利用して尾道からの大量の正金銀を持ち出す事件が発生している（「乍

恐口上之覚」文政三年三月「十四日町役方年誌」文政二年、青木茂氏旧蔵文書四二二）。

(37) 「毎日算用帳」（広島県立文書館所蔵史料 橋本家文書一二二五）。

(38) 「橋本納戸両替方」が作成主体の史料は橋本家文書中に数点あるのみで、ほとんど残っておらず、時限的に設置された機関である可能性が高い。また、ここで紹介した「毎日算用帳」であるが、同名の史料が多数残っている中で、この一冊のみ作成部署が「橋本納戸両替方」である点、そして両替と貸付の出入りのみ記載した書式が、ほかの「毎日算用帳」と全く異なっている点、この二点において「橋本納戸両替方」≡「町両替屋」に相当する部署、と考えた。

(39) 天保八年八月三日記事（「金銀相場帖」橋本家文書一五五五）。

(40) 「奉御願申上口上之覚」天保十年二月（「十四日町役方年誌」天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(41) 「覚」天保十年七月（「拾肆日町役方年誌」天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(42) 右の天保十二年の歎願において、藤三郎らは両替仕法の成果を踏まえ、銀札相場の下落や金銀の不足（「銀詰」）などで他国船との取引の決済に支障が出ることを理由に、御札場からの金五〇〇〇両の貸与を要望している。彼らは御札場支援下での両替仕法の再開を希望していたのである。

(44) 両替仕法実施後の尾道の銀札相場は天保八年八月十日に銀札一〇三匁／両まで戻るが十二月十九日には銀札一六五匁／両まで下落していた。さらに天保九年になると下落傾向がすすみ、最高値で銀札一五五匁／両程度（四月六日）、最安値で銀札二五六匁／両（十一月九日）であった（第1図）。両

替仕法の実施と軌を一にしているものの、同施策と銀札相場との実際の相関関係があつたかはわからない。いずれにせよ、天保期の銀札下落傾向とそれにとまなう「不景気」の状況は両替仕法程度の施策では抜本的に対処できるものではなかつた。

(45) 「御勘定所御歩行」に就いている広島藩の役人である（「問屋年誌」尾道商工会議所蔵文書、広島県立文書館複製史料）。田永格兵衛同様、尾道町における経済政策担当者、藩と尾道町との連絡役などであつたと考えられる。

(46) 尾道だけでなく、当該期の広島藩では通貨・金融問題、物価問題に対する豪農の意見を求めその対策を模索していた（藤沢汎「広島藩『六会法』の歴史の意義」『広島県史研究』二、一九七七年）。

(47) 「亀山元助口上覚」天保十年七月（「拾肆日町役方年誌」天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(48) 「口演」天保十年八月（「拾肆日町役方年誌帖」天保九年、青木茂氏旧蔵文書六二）。

(49) 天保十年十二月記事（「金銀相場帖」橋本家文書一五五五）。

(50) 天保十二年五月四日記事（「金銀相場帖」橋本家文書一五五五）。

(51) 「口演」天保十二年二月条（「拾肆日町役方年誌帖」天保十二年、青木茂氏旧蔵文書六三）。

(52) 「覚」文政五年二月（「拾四日町役方年誌」文政四年、青木茂氏旧蔵文書四五）。

(53) 天保八年五月記事（「金銀相場帖」橋本家文書一五五五）。

(54) 「三月廿日御触出し役中回文之写」天保九年三月二十日記事（「金銀相場帖」橋本家文書一五五五）。

(55) 天保十年七月六日記事（「金銀相場帖」橋本家文書

一五五五。

(56) 天保十一年五月六日記事〔金銀相場帖〕橋本家文書

一五五五。

(57) 天保十三年十一月七日記事〔金銀相場帖〕橋本家文書

一五五五。

(58) 「栗田年誌」〔新修尾道市史〕第六卷、一九七七年、六六八頁。

(59) 弘化三年六月二十二日記事〔諸控〕弘化三年、青木茂氏旧蔵文書六五。

(60) 「御内々口上覚」嘉永二年六月〔栗田年誌〕『新修尾道市史』第六卷、六八八頁。

(61) 「覚」弘化三年二月十五日条〔諸控〕弘化二年、青木茂旧蔵文書七三。

(62) 「覚」弘化四年正月二十一日条〔諸控〕弘化二年、青木茂旧蔵文書七三。

(63) 「弘化四年丁未十月廿日触書」弘化四年十月〔金銀相場帖〕橋本家文書一五五五。

(64) 「奉願上口上之覚」嘉永元年十一月〔諸控〕弘化二年、青木茂旧蔵文書七三。

(65) 先述のように半次郎は弘化三年六月に両替方頭取に就任している〔諸扣〕弘化二年、青木茂旧蔵文書七三。

(66) 「覚」嘉永二年三月〔拾肆日町役方年誌〕嘉永元年、青木茂氏旧蔵文書六八。

(67) 「覚」嘉永五年十一月〔拾肆日町役方年誌〕嘉永五年、青木茂旧蔵文書七二。

(68) 「私記」嘉永七年閏七月〔諸扣〕嘉永七年、青木茂氏旧蔵文書七五。

(69) 翌月三日には町奉行所から尾道市中に対して、今回の銀札

相場の改正は大坂相場に連動するもので、銀札相場が下落したわけではないこと、「銀札狂い」と勘違いして銀札を手放したり、高値の取引をすることがないようにすること、も通達されている〔私記〕嘉永七年八月〔諸扣〕嘉永七年、青木茂氏旧蔵文書七五。

(70) 嘉永二年（一八四九）六月時点の家族構成は半次郎、妻、倅三名（啓三郎・元五郎・常四郎）、娘二名（いそ・ゑん）、孫娘一名（良）で、ほかに下男七名・下女三名を抱えていた〔諸控〕嘉永二年、青木茂旧蔵文書七四。

(71) 天保六年生まれ。尾道町副戸長、三等郵便局長、市会議員を歴任。また明治二十二年の諸品会社創設に尽力し、同二十五年の尾道商業会議所設立発起人となる。〔新修尾道市史〕第六卷、一九七七年、三六二頁。

(72) 「覚」安政七年閏三月条〔諸控〕嘉永七年、青木茂旧蔵文書七五。

(73) 「74」『新修尾道市史』（第五卷、一九七六年、四六八頁）。

(75) 「町奉行所通達」嘉永元年八月二十二日条〔諸控〕弘化二年、青木茂氏旧蔵文書七三。

(76) 安政四年（一八五七）八月、尾道町奉行所は、館入と御目見を認めてはどうかと尾道町年寄に対して諮問している〔亀山元助宛小野鹿祐書状写〕安政四年八月条、〔諸控〕嘉永七年、青木茂旧蔵文書七五。

（公益財団法人三井文庫）